

「自律」・「自己責任」・「自立支援」

土 居 充 夫

はじめに

2007年秋、私の勤める大学で、雨宮処凛の講演があった。雨宮は、いじめを受けた経験から始まり、自傷行為、自殺未遂など、すさまじい青春時代を送った後、作家として自立した人である。現在は、新自由主義に起因する格差社会の是正に精力的に取り組んでいる。その雨宮が、定職に就いていない人たちに送るメッセージは、「自分を責めないで」というものである。なぜなら、雇用者側が意図的に正社員採用を控えているのだから、あぶれる人が増えるのは当然だからである。これに対して、多くの学生が反発した。彼らは、マスコミを通して流される「自己責任論」に、影響されているのかもしれない。しかし、ゼミ生たちと話をする中で、それとは異なる側面に私は気がついた。彼らは、自分で決定をし、その結果に自分が責任を負うことに、誇りを見出しているのである。就職であれ、進学であれ、何であれ、いい結果が出なかったときに、自分以外の誰かあるいは何かに責任をなすりつけることは、自分を惨めにするだけである。逆に、いい結果が出たときに、それが誰かあるいは何かのおかげだとすると、喜びは大きくないだろう。(それとも、いい結果が出たときに限って、自分に原因があるのだろうか?)

彼らの態度には、一片の人生の真理が現れているように見える。他方で、雨宮の主張も正当に思える。このズレに刺激を受けた拙論は、A. ギデンズを参考に、現代日本の「自己責任」言説、「自立支援」言説を読み解き、あるべき自己とその諸条件を探ることを目的としている。

1. A. ギデンズの「自己アイデンティティ」論

①「自己アイデンティティ」に影響を与える、後期近代の諸特徴

ギデンズは、『モダニティと自己アイデンティティ』において、近代、とりわけその特徴が質的にも空間的にも際立って現れる後期近代(=「ハイ・モダニティ」)と、自己アイデンティティの関係を考察した¹⁾。近代とは、「先ずポスト封建制ヨーロッパにおいて確立

1) Anthony Giddens, *Modernity and Self-Identity*, Polity Press 1991 (邦訳 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダニティと自己アイデンティティ』ハーバースト社 2005年)。ギデンズの近代論については、総論に当たる、*The Consequences of Modernity*, Polity Press 1990 (邦訳 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?』(而立書房 1993年)を参照のこと。なお、本章の本文において、例えば、(p 14f.) は、原著の14頁・15頁を、(57頁) は、邦訳書の57頁を指している。

された、諸々の制度と行動様式であって、20世紀にしだいにそのインパクトが世界史的になったもの」(p 14f.)を意味する。「自己アイデンティティ」は、「生活史という観点から自分自身によって再帰的に理解された自己」(57頁)として定義される。拙論のテーマに即して言えば、近代に伴う、グローバリゼーション、抽象的システム、再帰性が、自己アイデンティティの変容に影響を与えたとの指摘が重要である。

グローバリゼーションは、「時間・空間の距離化 [time-space distancing] の基本的側面を表すもの」として捉えると、もっともよく理解できる(p 21, 23頁)。「時間・空間の距離化」の概念について説明する余裕はないが、重要なことは、前近代においては、社会関係が、それぞれの地域で時間的、空間的に統合され、完結していたのに対し、近代においては、世界のある地点で生じたことが、遠く離れた地域に住む人に影響を与えるという事実である。グローバリゼーションの時代にあつては、人の生活は、世界の出来事に影響される。(逆に、私の行為が、遠く離れた人に影響を与えることもある。)

グローバリゼーションは、貨幣システムの普及のように、共通の基準の下に、より広い地域が入ることを含意する。さらにそれは、ローカルに通用していた「真理」が、科学的真理に取って代わられることを意味する。(科学的真理の追究は、専門化(家)を不可避とする。ギデنزは、象徴的通標 symbolic tokens と専門家システム expert systems を合わせて、抽象的システム abstract systems と呼んでいる。)

科学的真理の追究は、対象——それが社会であれ、自己であれ、——から距離を置いて、対象を考察する態度を要求する。人は、そのようにして得られた新しい知識や情報を活用して、社会や自己を構築あるいは再構築する。(このプロセスの持つ性質を、ギデنزは、「再帰性」reflexivity と呼んでいる。)(ch 1)。

こうした要因に影響を受けつつ、近代人は、自己を継続的に再構築していかなければならない。以下、近代的諸条件について、もう少し説明を補足する。

a. 選択の多元性の発生原因

- ・ポスト伝統的秩序
- ・生活世界の多元化
- ・科学的真理の相対性
- ・マスメディアの発達
- ・親密性の変容

前近代＝伝統的社会にあつては、人は、自分が生まれ落ちた場の伝統に従って生きていた。それ以外の生き方は、考えられなかった。

前近代において、人の生活そして人生は、生活の諸側面が未分化な共同体の中に限定されていた。近代になって、公私の分化、公私それぞれの内部での分化が起こった。人は、それぞれの場にふさわしい言動を考察し、選択しなくてはならなくなった。

前近代においては、宗教的真理等、超越的な真理が受け入れられていた。近代においては、人は、科学的操作手順を経て到達した結論しか、真理として受け入れない。ところが、科学的真理は、条件と結果の複雑な関係の総体であつて、決して絶対的真理を保障するも

のではない。専門家の間でも見解が分かれるのが通常である。したがって、人は、どの科学的真理を受け入れるか、選択を余儀なくされる。

近代になって、マスメディアが飛躍的に発達した。とりわけ後期近代においてそうである。人は、様々な分野の情報を、容易に入手できるようになった。既に選択が不可避となっている近代人にとって、この事実は、さらに選択肢を増やしたり、新しい選択に直面させる効果を持つ。

上記から理解されるように、家族関係、親族関係、友人関係において、人は、伝統・慣習に従って行為することは、もはやできない。なぜなら、伝統社会が崩壊した後、例えば、同じ身分の中に結婚相手を探したり、経済的利益のために結婚することは、ほとんど説得力を持たないからである。近代人は、関係そのものに喜びを見いだせるときにのみ、その関係を結び、維持しようとする。従って、人は、例えば、結婚の締結・維持・解消について、真剣で厳しい選択を迫られる²⁾。(ch 3)。

b. コントロールへの傾向

- ・「自然の社会化」から「リスク社会」化へ
- ・「経験の隔離」
- ・国家権力の強大化

近代になって、われわれの日常生活は、ある意味において、確かに、より安全、安心なものになった。例えば、貨幣システムや分業の普及によって、食料の安定的確保が可能になった。上下水道、電力の普及、あるいは自然の馴化（＝「自然の社会化」）一般によって、生活が便利かつ健康的になった。しかし、そうした成功は、コインの裏面として、新たな危険をもたらした。例えば、金融システムの危機が及ぼす影響力の大きさに見られるように、全体としてのシステムに支障が生じたときの影響力の大きさは、過去に例を見ないのである。あるいは、社会化された自然の性格を、われわれは決して理解できないであろう。人間の営みによって引き起こされた（かもしれない）地球温暖化に対して、何らかの対策をとることはできる。しかし、その介入によって、何が生じるのか、誰にも断定できない。自然は、こうして、いわば、常に新しく社会化された自然となる。自然の性格の不透明性は、永遠に続く。こうした条件のもとで、近代人は、大小の選択をしなければならない。(ch 4)。

人には、存在論的不安がある。存在の性質をどう理解すべきか？ 人間は死すべき存在であることを知って、それとどう向き合うか？ 他の諸個人の特徴や行為をどう解釈するか？ 自己アイデンティティをどう捉えるか？ 人生の初期に直面し、その後も消え去ることはないこうした存在論的不安が顕在化するのを防ぐために、近代人は、「経験の隔離」を行ってきた。狂人を精神病院に、犯罪者を監獄に、病人を病院に、セクシュアリティを私室に押し込めて、見えないようにしてきたのである。また、自然を社会化してきた結果、

2) 婚姻関係など親密性の変容については、Anthony Giddens, *The Transformation of Intimacy*, Stanford University Press 1992 (邦訳 松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容』而立書房 1995年)を参照。

われわれは、「本来の」自然に触れることはほとんどない。しかしながら、存在論的不安を完ぺきに閉じ込めておくことは不可能である。こうした状況が、われわれが選択をする際の、環境の一部を構成している。(ch 5, ch 2)。

近代国家は、強大な権力を持っている。物理的強制手段を正当に独占し、法的システム、公教育、公的メディア等によって、われわれの生活をコントロールしている。こうした条件下で選択することを、人は余儀なくされている。

②「自己アイデンティティ」の定義と特徴

すでに述べたように、ギデンズは、「自己アイデンティティ」を「生活史という観点から自分自身によって再帰的に理解された自己」(57頁)と定義した。そして、『セルフ・セラピー』の著者ジャネット・レインウォーターを参考に、その諸特徴を次のように引き出した。

- i. 自己は、再帰的プロジェクト——それに対して個人が責任を持つ——として見られる。
- ii. 自己は、過去から予期された未来への発展の軌道を形成する。
- iii. 自己の再帰性は、あらゆるところに浸透していると同時に、継続的でもある。
- iv. 一貫した現象としての自己アイデンティティは、ある物語 a narrative を前提する。
- v. 自己実現 self-actualization は、時間のコントロールを含意する。
- vi. 自己の再帰性は、身体に及ぶ。
- vii. 自己実現は、機会とリスクのバランスによって理解される。
- viii. 自己実現の道徳的筋道は、自分自身に誠実であるという意味での信実性 authenticity のそれである。
- ix. ライフ・コースは、「移行」 passages の連なりとして見られる。
- x. 自己の発展のラインは、内的に準拠 internally referential している。

ギデンズは、近代が課する制約と可能性の中で、各人が、知識と情報を用いて、常に機会とリスクを比較考量しながら、自分の人生を、ある一貫性をもった物語として形成していく、その能動性を強調している、と言えよう。(ch 3)。

ちなみに、「それらが功利主義的欲求を満たすからというだけではなくて、自己アイデンティティの特定の物語に物質的な形を与えるので、当該個人が大事にしている、多少とも統合された実践のセット」を、ギデンズは、「ライフスタイル」と呼んでいる(p 87)。

③「自己アイデンティティ」論の理論的留意点

誤解してならないことは、ギデンズの「自己アイデンティティ」論が、方法論的個人主義に基づいていないことである。彼は、フッサールをデカルトの延長線上にあると捉え、その超越論的自我論を、救いようのない唯我論に陥っていると批判する。そして、彼自身は、乳幼児の成長過程における、他者、対象・世界 (object world)、自己アイデンティティの同時形成性に注目する。いわく、「他者の特性について学ぶことは、対象・世界の最も初期の探求や、後に自己アイデンティティとして確立されるものの最初の胎動に直接伴うものである。人は、ある時突然に、他者と出会う存在ではない。情緒的・認知的に『他

者を発見すること』は、自意識そのものの初期の発達にとって重要な鍵である」(56・57頁)。一方で個人的自律を助長し、他方で個人主義の弊害を正そうとして、あるべき社会編成を考察する者にとって、この点は、いくら強調しても、強調しすぎることはない。

④「自己アイデンティティ」形成上の諸課題

a. 「経験の隔離」によって制度的にふたをされてきた実存的問題に向き合うこと。

すでに述べたように、存在論的不安は、ふたをしたからと言って消滅するものではない。それならば、ふたを取って問題と直面する方が、道が開けるかもしれない。例えば、ホスピスで死と向き合うこと、あるいは地域における精神病患者との共生で狂気と向き合うこと、こうした方法を採用する場合と採らない場合とで、人の「自己アイデンティティ」は大きく異なるだろう。(ch 6, ch 7)。

b. 一貫した物語の維持を妨げる4つのジレンマ

i. 統一化対分裂化 unification vs. fragmentation

生活世界の多元化によって、人は、さまざまな場に適應すべく、選択を迫られる。その際、その場への適應という点で最善の選択が、物語の一貫性と衝突するかもしれない。

ii. 無力感対占有 powerless vs. appropriation

近代は、かつてないほど多くの選択肢を提供している。しかし、他方で、人は、国家権力や資本主義経済システムのもつ強制力に、大きく制約されている。そこから生じる無力感を克服して、(意味のある選択ができるように)生活環境 life circumstances を制御する必要がある。

iii. 権威対不確実性 authority vs. uncertainty

近代は、絶対的真理のない時代である。にもかかわらず、選択は不可避であり、かつ「正しい選択」など、誰にもわからない。こうした不確実性から生じる不安感に耐えかねて、権威に依存する気持ちが起こりうる。('自由からの逃走'!) しかし、それでは何の解決にもなっていない。

iv. 個人化された経験対商品化された経験 personalized vs. commodified experience

資本主義の論理は、マスメディアを通して、商品化の力として現れる。商品化の力は強大であって、われわれの大小の選択に影響を与えている。われわれが投企する理想的自己像でさえ、その産物であるかもしれないのである。他方で、個性を強調するあまり、他者との交流を拒否するケースもありうる。これはうまくいかない。なぜなら、「自己アイデンティティ」は、発生時からそうであったように、その形成に常に他者を必要とするからである。(ch 6)。

2. 「自己責任」言説とその批判

(1) 「自己責任論」の背景——新自由主義と「アメリカの戦争」

今日問題となっている意味での「自己責任」は、1993年11月8日に出された、経済改革研究会(平岩外四座長)の「規制緩和について(中間報告)」において、初めて登場した、

と言われている³⁾。このレポートは、規制緩和が、「自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会の建設のために不可避」である、との基本的考え方に立っている。その上で、経済的規制は、「原則自由」にすること、「安全・健康の確保、環境の保全、災害の防除などの社会的見地から行われる規制」(＝社会的規制)は、「自己責任」を原則に最小限にすること、「金融、証券、保険に係る規制については、自己責任原則を重視した競争原理の徹底を図るため、規制の一層の緩和を行う」こと、等を提言している。

他方、この言葉が普及するきっかけとなった事件は、2004年4月の「イラク日本人質事件」であった⁴⁾。2001年の「9.11 テロ」以降の、「対テロ戦争」の一環として、アメリカは、2003年3月、イラクを攻撃した。戦争は1ヵ月余りで「終結」し、イラクの人道復興支援が、国際社会の課題となった。日本は、イラク特措法を成立させ、自衛隊をイラクに派遣した。2004年4月、それぞれの思いを抱いてイラクに入った3人の日本人が、誘拐された。誘拐した武装集団は、3人を人質に、日本政府に、自衛隊撤退を要求した。3人は、ほどなく無事解放されたが、政府、マスコミ、世論の激しいバッシングにあった。バッシングの中身は、一言でいえば、勧告を無視して、危険なイラクに入り、人質になった、それは自分が悪い、国家、国民に迷惑・心配をかけたのだから、謝罪し、今後は身を慎め、というものであった。

「自己責任論」が、新自由主義と「アメリカの戦争」の文脈で展開されたという事実は、示唆的である。さらに、日本における規制緩和の動きが、アメリカからの要求に従ってなされている、との指摘がある⁵⁾。これらは、「自己責任」をめぐる議論が、アメリカの政治経済戦略およびそれに対する日本政府の態度をめぐる議論とつながることを示唆する。しかし、ここでは、これ以上触れることはできない。

(2) 「自己責任論」対「自己責任論」批判

上記の2例以外にも、いくつかのトピックにおいて、「自己責任」が論じられた。それらを概観してみよう。

①「自己責任論」

人材派遣会社「ザ・アール」の奥谷禮子社長によれば、過労死になるのは、本人に問題がある。いわく、「経営者は、過労死するまで働けなんて誰も言いません……。……過労死を含めて、これも自己管理だ……。」「ボクシングの選手と一緒にですよ。……常にベストコンディションをどう保つかというのは、これも自分の自己管理ですよ。」「基本的に、個人的に弱い人が増えてきている。弱い人が増えています。まさに自己管理の問題。自分で辛ければ辛い、休みたいと、ちゃんと自己主張すればいいんだけど、そういったこと

3) 杉田俊介『フリーターにとって「自由」とは何か』(人文書院 2005年) 102頁。

4) イラクから帰国された5人をサポートする会編『いま問いなおす「自己責任論」』(新曜社 2005年) 参照。筆者も同じテーマで論じたことがある。『「イラク日本人質問題」について考える』(『大阪経大論集』第55巻第6号 2005年3月)を参照。

5) 本山美彦『民営化される戦争』(ナカニシヤ出版 2004年) 第6章。さらに、本山「米国の要求で進む医療制度『改革』」(『週刊金曜日』2008.5.16号) 12～13頁参照。

は言っちゃいけないんだ、そういったことは言えないものだというような変な自己規制を働かせてしまう。周りに言ってもらわなければ休みも取れないみたいな。自分が休みたければ、大変だったら休めばいいわけですよ。人にすべて任せて、結果、会社が悪い、上司が悪い、何が悪いと他人のせいにしてしまう」⁶⁾。

山田昌弘の「パラサイト・シングル」とは、「学卒後もなお、親と同居し、基礎的生活条件を親に依存している未婚者」のことである⁷⁾。山田によれば、「パラサイト・シングル」は、不況によって若者が経済的に自立できなくなった事態に対する日本的な対応の結果、発生した。その主力は、1970年～75年生まれの若者たち、つまり、いわゆる第2次ベビーブーマー世代である。彼らは、バブル崩壊後の不況に直面して、親に依存した生活を続けている。山田によれば、若者の失業者の多くは「パラサイト・シングル」である。彼らは、「自分探し」にこだわり、自分に合った職を選ぼうとするので、定職が見つからない。いわば、「ぜいたくな失業」である。パート、アルバイトといった雇用形態は、当人が望んだものである。山田は、親への依存という「ぬるま湯」から出て寒風にあたろうとしない「パラサイト・シングル」を批判したのち、「親同居税」の設置など、さまざまな「自立支援」策を提言した。

三浦展は、いくつかの社会調査の結果、団塊ジュニア世代（＝1970年代生まれ）を中心とした若い世代に、「下流化」傾向が見られる、と指摘した⁸⁾。「下流」の特徴は、人生への意欲の低さである。働く意欲、学ぶ意欲、消費意欲が低い。したがって、コミュニケーション能力、生活能力も低い。関連するが異なる、もうひとつの特徴は、生活の中で、「個性・自分らしさ」、「自立・自己実現」を大事にしている者の割合が、他の階層よりも高いことである（157～159頁）。典型的な「下流」、つまり、自分らしさにこだわり、かつコミュニケーション能力や才能があまりない人が、フリーターになったり、未婚にとどまる傾向がある。三浦は、非正規雇用の増大に与える、新自由主義的雇用政策の影響を知っているが、触れる以上のことはしない。そして、価値観に起因するフリーター、未婚者の増大のもたらす社会的問題——少子化や消費の低迷などと思われる——を指摘する。

「ニート」は、日本では、「15～34歳の若者の中で、学生でない未婚者でかつ働いておらず、就職行動もとっていない人」と定義されている。（本家イギリスの NEET は、16～18歳の若者で、失業者を含んでいる。）後藤和智によれば、日本の「ニート」言説には、前史がある。つまり、「パラサイト・シングル」や「社会的ひきこもり」批判という形でなされていた、「自立しない若者」一般に対する苛立ちや批判、さらには彼らの親への批判がそれである⁹⁾。「ニート」批判は、この系列のいわば最新版である。「ニート」批判者は、「ニート」の心の持ち方に関心を寄せる。この言葉を世に広めた、玄田有史・曲沼美恵『ニート』で、「ニート」の特徴が、人間関係の自信のなさ、および、純粹すぎるほど

6) 風間直樹『雇用融解』（東洋経済新報社 2007年）220～234頁。

7) 山田昌弘『パラサイト・シングルの時代』（ちくま新書 1999年）11頁。

8) 三浦展『下流社会』（光文社新書 2005年）。

9) 本田由紀・内藤朝雄・後藤和智『「ニート」って言うな！』（光文社新書 2006年）第1部、第3部。

に「自分らしさ」を追求することとされた。だからこそ、対策として、中学生のときに、5日間の職場体験が提言される。そこで得た、「人の役に立った」あるいは「お客さんに喜んでもらえた」経験が、自分への自信につながるからである¹⁰⁾。

②「自己責任論」批判

湯浅誠（＝NPO 法人「自立生活サポートセンター・もやい」の事務局長）は、奥谷発言の論理を、次のように整理している¹¹⁾。「①社員には（休むという）選択肢があった、②社員は、あえてそれを選択しなかった（休まなかった）、③本人が弱く、（ボクサーのような）自己管理ができていないからだ、④それは本人の責任である、⑤社会や企業・上司（もちろん経営者を含む）の責任を問うのは御門違いであり、社会が甘やかしているだけだ」。しかし、湯浅によれば、現実には、選択肢と選択の自由は、欠如している。したがって、負うことのできない責任を被用者に押し付けるような、奥谷発言に対し、非難の声が上がったという。さらに、奥谷発言の論理は、「自己責任論」一般に共通しているという。

フリーターは、「15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人」と定義される¹²⁾。杉田俊介によれば、多くのフリーターは、その身分を自主的な選択と決断で選んだわけではない。それは、行政や資本、世代でいえば、両親の世代＝中高年層が、既得権益を保護するために、若い世代に押し付けたものである。杉田の口調は、次のように激しい。「行政や資本が、いや奴ら（敵対者）が、……大量のフリーターの労働者層をあえて生み出し、使い捨てに——特にその『未来』を——したあげく、その『責任』を当事者の側に『自己責任』として押し付け、世代エゴイズムに守られ安穩と人生を終えようとし、……」（133頁）。

ここで注意すべきは、杉田は、自分以外の誰かあるいは何かだけを非難しているのではない点である。長くフリーター生活をし、今でもフリーターのという杉田は、これまでの人生に対して自分に責任があることを認めている。いわく、「……そのほとんどは、ぼくの人生上の私的な脱落、自業自得だから」（1頁）。しかしながら、人生は、個人の責任ですべてが片付けられるような単純なものではない。いわく、「もちろんすべてが経済・社会の問題には収まらない。でもすべてが個人の責任であるわけでもない。……過剰な社会への責任転嫁も過剰な自己責任の強調も、共に個体の真の《責任》の輝きと鈍い痛みを洗い流してしまう」（46頁）。長く、野宿者支援活動を行っている生田武志も、「自己責任論」＝野宿者自業自得論の一面性を批判している。すべてが「社会のせい」ではありえないし、すべてが「自分の責任」でもありえないとして、その「境界」を見すえる必要がある、と指摘している¹³⁾。

10) 玄田有史・曲沼美恵『ニート——フリーターでもなく失業者でもなく』（幻冬舎 2004年）。

11) 湯浅誠『反貧困』（岩波新書 2008年）72頁。

12) 杉田前掲書23頁。

13) 生田武志『ルポ最底辺』（ちくま新書 2007年）。アメリカでベスト・セラーになった『ワーキング・プア』（邦訳 森岡孝二・川人博・肥田美佐子訳『ワーキング・プア』岩波書店 2007年）の著

もう一つ注意すべきは、杉田が示す、「自立」に対する疑念と、「自律」に置かれた高い価値である。いわく、「存在の価値は、自立の価値に先行する。まず、人の自立をその程度と考える。というか、存在／自立の重なら[な]さを思い知るところから、自律への意志がはじまる」(18頁)。「それ[自由]は結局、あなたが自分の人生の全体を通して血肉化し、気の遠くなるような時間の試練の中で勝ち取っていくしかないものです」(182頁)。

「行政や資本の側は、つねに『自己責任』+『構造改革・規制緩和』をワンセットで打ち出す」(38頁)と、新自由主義を厳しく批判する杉田にとって、「自立」は、新自由主義的に解釈された自立でしかあり得ない。それに対して、意味のある選択肢の存在する中で行使される自由(=選択・決断・責任の引受)は価値あるものであり、杉田は、それを「自律」と称している。

ニートを対象としている NPO 法人「ニュースタート」代表の二神能基もまた、「自立せよ」との要求に反発している¹⁴⁾。二神によれば、ニートの最大の特徴は、生真面目すぎる親に育てられて、本人も生真面目すぎる点にある。「自立しなさい」「他人に迷惑をかけるはいけない」「人生の目的を持ちなさい」、親から言われたこうした言葉に彼らは縛られており、かつそれに応えられないことに苦しんで、身動きが取れなくなっている。そこで、二神は、若者の硬直した考え方を揉みほぐすべく、「自立なんかする必要はない」「他人ともたれ合って生きろ」「人生に目的なんか必要ない。ただの人として楽しく生きろ」と、繰り返しているという(64頁)。

二神は、親子関係にのみ、ニートの発生原因を見ているわけではない。ニート発生の根本原因は、バブル崩壊後の、希望の持てない働かせ方にある、という。「働く人を交換可能なパーツとして見る」ような労働の現実を知った若者のうち、人間関係の溜めがない人が、それに耐えきれず、ニートになる。したがって、「もっと人間的で一人ひとりを尊重する価値観を持った社会へと転換する」こと、「ニートを更生させようという視点ではなくて、まずニートの存在を認めたうえで、むしろニートが生きやすい社会へ組み替えていく」(148頁, 150頁)ことが必要である。そう、二神は主張する。物欲が少なく、動きがスローなニートがそのまま生きれる社会、障害者が「自立」を強制されることなく、障害者のままで生きれる社会、そういう社会を目ざしている二神は、「自律」を説く杉田や、自己アイデンティティを説くギデンズと比べて、個人に厳しさを求めているように見える。しかしながら、自分らしく生きようと提言している点で、彼らは共通している。

元読売新聞の山口正紀によれば、イラクで人質になった3人の日本人に対して用いられた「自己責任論」は、日本政府やマスメディアが、自らの責任を追及されるのを逸らすために、考え出したものである¹⁵⁾。仮に、武装勢力の、人質を取っての自衛隊撤退要求に真

者ディヴィッド・K. シプラーも同じ考え方をしている(邦訳11頁)。だからこそ、日本語版への序文で言うように、「左翼においては、貧困を助長する家族の機能不全と個人の失敗に関する私の率直さを嫌う一部の人々を怒らせ、右翼においては、社会の諸制度の持つ責任に対する私の『リベラル』な評価を嫌悪する一部の人々を激昂させた」のである(邦訳Ⅷ)。

14) 二神能基『希望のニート』(東洋経済新報社 2005年)。

摯に取り組んだ場合には、次のような問題に直面したであろう。なぜ、自衛隊は歓迎されていないのか？ 日本の人道復興支援活動はどこがおかしいのか？ 日本政府は、米英のイラク攻撃に即座に賛意を表明したが、イラク攻撃はそもそも正しかったのか？ 3人の日本人は、イラクで何をしようとしていたのか？ また、それはなぜなのか？ こうした問題に答えようとする、アメリカのイラク攻撃の理由は、大量破壊兵器の危険の除去やイラクの民主化の促進ではなく、石油の確保、ビジネスチャンスの拡大（戦争、復興事業、イラクの民営化）、イスラエル包囲網の破壊であったこと、戦争の過程で、劣化ウラン弾の使用を含めて、残虐な行為がなされていること、日本政府のねらいは、アメリカ追従の態度を示すことと自衛隊の海外派遣であって、その態度が、イラクの人々に感謝されているわけではないこと、こういったことが明らかになったであろう。政府はそれを恐れ、マスメディアは、そんな政府に迎合してきたことを隠したかったのである。

③まとめ

以上から、それぞれの主張を再構成すると、次のようになるのではないだろうか。

<「自己責任論」>

- ・新自由主義は、人に、意味のある選択肢を与える。
- ・従って、例えば、自己アイデンティティにこだわった結果、うまくいかなかった場合、その責任は、自分が引き受けるべきである¹⁵⁾。
- ・とはいえ、「パラサイト・シングル」、フリーター、ニート、ホームレス等、放置しておく、社会問題化するので、彼らの「自立支援」をしなくてはならない。

<「自己責任論」批判>

- ・新自由主義は、人に、意味のある選択肢を与えない。
- ・意味のある選択ができるためには、さまざまな条件が必要である。それら諸条件がそろっているときにこそ、自己責任が問える。
- ・それら諸条件が整った社会をめざそう。そこでは、人は、「自立支援」でいう「自立」とは異なる意味で「自立」し（＝「自律」し）、共生しているであろう。
- ・加えて、政府や行政の責任、マスメディアの責任の追及を逸らすために、「自己責任論」が展開されたケースがある¹⁷⁾。

15) 山口正紀『「自己責任」とメディアの責任』（前掲『いま問いなおす「自己責任論」』所収）。

16) 修士課程を終えて就職を考えていた大学院生が、誘われて博士課程に進学したものの、就職口がない。そのことで苦情を言うと、「進学したのは自己責任だろうという答えが返ってきたんです」。水月昭道『高学歴ワーキングプア』（光文社新書 2007年）33・34頁。

17) 「自己責任論」批判のさがげと言える、桜井哲夫『＜自己責任＞とは何か』（講談社現代新書 1998年）において、自らの責任を転嫁しようとする行政への批判が、基調をなしている。

3. 「自立支援」言説とその批判

(1) 生活保護適正化

①近年の厚労行政

2005年3月、厚労省は、社会・援護局長通知「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」を出した¹⁸⁾。これによれば、今日の、生活保護法による被保護世帯は、それぞれに、「傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV、虐待、多重債務、元ホームレス、相談に乗ってくれる人がいないため社会的なきずなが希薄であるなど多様な問題を抱えて」いる。したがって、実施機関（＝福祉事務所？）は、まず年齢、世帯構成、自立阻害要因などを類型化し、それから個別支援プログラムを組むべきである。ちなみに、ここでいう自立とは、「就労自立」（＝「就労による経済的自立」）のみならず、「日常生活自立」（＝「身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること」）、および「社会生活自立」（＝「社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること」）を意味している。

その中で、平成17年度は、「生活保護受給者等就労支援事業」を活用して、就労支援に優先的に取り組むべきである。布川日佐史によれば、この事業は、職安と福祉事務所が協力して、「稼働能力を有する者」、「就労意欲のある者」、「就職に当たって阻害要因がない者」、「事業への参加に同意している者」の4要件を満たしている者に、就労支援を行うものである（9頁）。事業内容としては、「ハローワークにおける就労支援ナビゲーターによる支援」（＝履歴書の添削、面接シミュレーション）、「トライアル雇用の活用」、「ハローワークにおける公共職業訓練の受講あっせん」、「生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨」等があるが、ほとんどを占めるのが、「一般の職業相談・紹介の実施」である。厳しい要件を課しているために、就労できた比率は40%強と、それなりに高いが、もともと対象者が少ないという問題がある。さらに、うまくいかなかった場合、職安は、「意欲のない対象者のせいだ」と考える傾向がある（15頁）。「自己責任論」がここにも見られるのである。

2006年3月、厚労省社会・援護局長通知「生活保護行政を適正に運用するための手引について」が出された。「これを受け、従来通りの『就労指導』、すなわち時間を区切った就労自立を指示し、それに従わない『怠け者』の保護を廃止するという受給者管理が各地でいっそう強まって」いるという（28頁）。

②「ヤミの北九州方式」と生活保護法

厚労行政に見られる、自立を「就労自立」に矮小化し、それを強要するというやり方は、実は、地方レベルで、顕著な先例がある¹⁹⁾。1963年に誕生した北九州市では、合併前の1960年頃から、エネルギー革命と合理化の進行によって、失業者が増大し、保護率が急上

18) 布川日佐史編著『生活保護自立支援プログラムの活用 ①策定と援助』（山吹書店 2006年）231～234頁所収。

19) 藤藪貴治・尾藤廣喜『生活保護「ヤミの北九州方式」を糾す』（あけび書房 2007年）第3章参照。

昇していた。1967年5月には、全国最高の保護率を記録した。同年に当選した第2代市長の谷伍兵，後を継いだ第3代末吉市長のもとで，保護切り捨てが推進された。

藤藪貴治によれば，保護切り捨て推進は，次のようなテクニックに基づいている。それらは表には出てこないで、「ヤミの北九州方式」と呼ばれている。①面接主査制度の導入（1982～）。若手で，将来有望な職員を，面接主査とする。申請者の交付枚数を制限し，面接主査にノルマを課す。その達成度によって，出世が左右されるため，彼らは申請をできるだけ受け付けまいとする。これが「水際作戦」と呼ばれるものである。この制度の導入は，同時に，生活保護法の精神に忠実な，ベテランケースワーカーの排斥，市職労組合員の排除を意味する。②数値目標の設定。面接主査のノルマ以外に，ケースワーカーにも，保護受給ケースの廃止が，ノルマとして課される。ノルマ達成が優先されるので，保護廃止の候補とされた受給者は，当人の意向や事情に関係なく，厳しい「就労指導」を経て，廃止へと追い込まれる。その手順が，「廃止への阿弥陀くじ」として悪名高いフローチャートに示されている（134・135頁）。

この「ヤミの北九州方式」は，以下の諸点で生活保護法違反であるとして，厳しく批判されている²⁰⁾。

i. 「水際作戦」

すべての国民は，「要件」を満たす限り，無差別平等に，保護を受ける権利がある（§2）。その「要件」とは，「その利用し得る資産，能力その他あらゆるものを，その最低限度の生活の維持のために活用すること」（§4）である。最大の争点は，「能力」の解釈である。「能力」には「稼働能力」が含まれるが，「稼働能力」を実際に活用するだけの基盤（働く場所）が現実になれば，「稼働能力を活用していない」ことにはならない。「申請保護の原則」（§7）は，申請があれば，それを必ず受けつけなければならないことを含意している。ちなみに言えば，同行申請・代理申請の拒否は，民法（§99）及び弁護士法（§3.1）違反である。

ii. 申請後の決定の引き延ばし

通常は14日以内，特別の理由がある場合でも，30日以内に決定をしなくてはならない（§24）。

iii. 「就労指導」のあり方

「就労指導」を含む，指導や指示の目的は，被保護者の「生活の維持，向上その他保護の目的達成」である（§27.1）。「保護の目的」は，困窮者に「必要な保護を行い，その最低限度の生活を保障するとともに，その自立を助長すること」である（§1）。指導に際しては，「被保護者の自由を尊重」しなくてはならない（§27.2）。被保護者の意に反して，強制することはできない（§27.3）。

iv. 辞退届を理由とした廃止処分

石崎事件・広島高裁判決（2006.9.27）が示したように，辞退届が，3要件（被保護

20) 前掲藤藪・尾藤第6章参照。

者が、任意かつ真摯に辞退を申し出たこと。被保護者に経済的自立の目途が立っていること。上記2つを、実施機関がきちんと確認したこと）を満たしていない限り、それを理由とした廃止処分は無効である。

(2) 北九州における協働的パートナーシップ

面白いことに、同じ北九州で、深い思想に裏付けされた活動を行っている NPO がある。「北九州ホームレス支援機構」である²¹⁾。奥田知志理事長によれば、この団体は、「ハウスレス」(＝宿無し)問題の解決にとどまらず、「ホームレス」問題の解決こそが重要である、と考える。つまり、「ハウス」は物理的な家であるのに対し、「ホーム」は、家族、友人、知人など、人と人との関係そのものを意味する。したがって、「ホームレス」は、「関係を喪失している状態」もしくはそのような人々をさす(16頁)。この定義によれば、家を持つ「ホームレス」もいるし、「ハウスレス」の「ホームレス」もいることになる。「北九州ホームレス支援機構」は、野宿者の「ハウスレス」状態の解消だけでなく、「ホーム」の回復・創出を目ざしている。さらには、野宿者に限らず多くの「ホームレス」を生んでいる社会そのものの変革を目ざしている(324・325頁)。

「北九州ホームレス支援機構」は、自らが考える「自立」、「自立支援」の意味について、その諸側面を、5本の柱として、説明している(338頁・339頁)。

ア) 社会的生活を回復すること。

「自立」＝「住居の獲得、住民登録、就職、生活保護受給、健康保険加入、年金手続き、納税など」普通の人が営んでいる生活をする事。「自立支援」＝それを可能にするために支援をすること。

イ) 主体的に選び取ること。

「自立」＝自分のニーズについて、主体的に認識、選択すること。「自立支援」＝「当事者の主体的な選択がより広範に行えるために、多くの選択肢を提供し、または共に選択肢獲得のために努力する」こと。

ウ) 関係において自らの存在意義を見出すこと。

「自立」＝他者との関係性の中に自らの存在意義を見出すこと。「存在意義は決して閉鎖的な自己認識において見出されるべきものではない」。「自立支援」＝当事者の、その方向での努力を支援すること。

エ) 依存ではなく、責任を負い合うこと。

「自立」＝被支援者が、支援者に一方的に依存するのではなく、支援者のアクションに呼応して、責任を負うこと。「自立支援」＝被支援者の、その方向での努力を支援すること。例えば、被支援者から「作業服があれば仕事に行けるがなあ」との言葉を聞いた支援者が、作業服を準備し、届ける。そして「仕事に行けばどうですか」と促す。そのときには、被

21) 山崎克明・奥田知志・稲月正・藤村修・森松長生『ホームレス自立支援』(明石書店 2006年)参照。

支援者は、仕事に行くべく、努力する責任を負う（67頁）。

オ）死を共有すること。

「自立」＝「孤独死」をしないこと。「自立支援」＝「孤独死」をさせないように、支援すること。「孤独死」をすることは、人生の最後の段階において、「ホーム」の回復・創出が成功しなかったことを意味する。したがって、「独りで死なない。独りで死なせない」ことが、互いの責務となる。

ここに展開されている「自立」論は、ユニークな解釈を含んでおり、一見、違和感を覚えるかもしれない。しかしながら、その違和感は、「自律」と「共生」を「自立」の一語で表現したことに由来する。内容的には、至極もっともなことばかりを提唱しているように思える。

ちなみに、「ホームレス」のいない社会を作るという壮大な目標は、もちろんNPOの力で達成できるものではない。行政、一般市民そして当事者たる（元）野宿者との協働が不可欠である。「北九州ホームレス支援機構」はそうのように主張し、実際、ある程度、実現している。しかし、ここではこれ以上触れることはできない²²⁾。

4. 結びに代えて

(1) ギデンズの「第三の道」

①自己アイデンティティと「第三の道」

ここで、ギデンズに戻ろう。すでに著名な社会学者であったギデンズの名前を世界に広めたのは、「第三の道」の提唱であった²³⁾。その内容をみると、「第三の道」は、自己アイデンティティの実現の諸条件を提示したものと理解できる。『第三の道』において「第三の道」の10のプログラムが示されている。①ラジカルな中道、②新しい民主国家、③アクティブな市民社会、④民主的家族、⑤新しい混合経済、⑥包含としての平等、⑦ポジティブ・ウェルフェア、⑧社会投資国家、⑨コスモポリタン国家、⑩コスモポリタンデモクラシー、がそれである。このうち、総論に当たる①を除くと、残りは、国家の民主的再編（②）、市民社会の民主的再編（③④）、経済・社会政策あるいは福祉・労働政策（⑤⑥⑦⑧）、グローバル時代における、国民国家とグローバル・ガバナンスのあり方（⑨⑩）、と分類できる。

既に述べたように、ギデンズは、一貫した自己アイデンティティの形成を妨げる諸要因を指摘していた。したがって、ギデンズの見解では、自己アイデンティティは、政治的・法的・経済的・社会的・文化的諸条件を単に所与として、その中で選択を不断に行うことで達成できるものではない。自己アイデンティティの形成に好都合な、政治的・法的・経済的・社会的・文化的諸条件が必要である。そしてそれは、単に強力な指導者の力によっ

22) 前掲山崎他第7章～第10章を参照。

23) Anthony Giddens, *The Third Way*, Polity Press 1998.

（邦訳 佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社 1999年）。

てもたらされてはならないだろう。なぜなら、まさにその事実が個人の「自律」を弱めるからである。むしろ、それら諸条件の改革に、かなりの程度、個人がかかわれることが、自己アイデンティティ実現の不可欠の条件と考えるべきであろう。

②フレキシキュリティ

ギデンズの提案したプログラムのうち、福祉・労働政策に簡単に触れておくと、自身ものの著書で紹介しているフレキシキュリティ (flexicurity) の勧めと、言い換えることができる²⁴⁾。フレキシキュリティは、フレキシビリティ (flexibility) とセキュリティ (security) を組み合わせて作られた造語である。その顕著な成功例はデンマークであって、その政策ミックスは、柔軟な労働市場、手厚い福祉制度、積極的労働市場政策から成る「黄金の三角形」として示される²⁵⁾。すなわち、デンマークでは、アメリカ、イギリスなみに正規雇用の解雇規制が緩く、OECD 諸国の中で、米英に次いで、平均勤続年数が短い (= 8 年)。しかしながら、デンマークの人々は不安感をあまり抱いていない。なぜなら、失業保険加入者は、職を失った日から、1 年間、最長で 4 年間、失業給付を受けることができるからである。給付水準は、従前所得の 90% である。その間に、充実した教育訓練制度を利用して、次のチャンスに備えるわけである。ちなみに、労働市場政策への公的支出が、米英では、GDP 比 1 % 未満であるのに対し、デンマークでは、4 % を超えている。

フレキシキュリティに対する評価は控えておきたい。ただそこからひとつの教訓を引き出すことは可能である。すなわち、新自由主義のように「労働の柔軟性」を強調するだけでは、問題の解決にならない。労働の柔軟化を進めるのであれば、福祉面、教育訓練面での政策もセットで実行しなくてはならない、ということである。

(2) A. センの平等論

センは、ロールズの「正義論」を基礎としつつ、それに批判的に取り組み、独自の平等論を展開している²⁶⁾。要約すると、以下のようになる。

- i. まず最初に、各人にとって「価値あるもの」(value-objects, valuable functionings) を確定する。それらは当然、複数ある。
- ii. 各人の所持金で買える財・サービスの組み合わせが幾通りも考えられる (理論的には無数) ように、ある人が達成できるであろう「価値あるもの」の組み合わせ (functioning combination) が幾通りも考えられる (理論的には無数)。その総体を潜在能力 (capability) という。お金をたくさん持っている人の組み合わせが質量ともに豊富で、あまり持っていない人の組み合わせが貧弱なように、条件の違いによって、潜在能力の豊かな人と貧しい人が生じる。
- iii. 多少とも当人の選択がかかわって、人は、ある「価値あるもの」の組み合わせを実

24) Anthony Giddens, *Europe in the Global Age*, Polity Press 2007.

25) 石田徹「欧州雇用戦略とフレキシキュリティ——ヨーロッパ社会モデルの現代化が意味するもの」(未定稿)。この論文は、日本政治学会2008年度研究大会での報告用に用意されたものである。

26) Amartya Sen, *Inequality Reexamined*, Oxford University Press 1992 (paperback 1995).

(邦訳 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店 1999年)。

現する。

- iv. 達成された「価値あるもの」の程度に応じて、その人の「生活の質」(well-being)の程度も変わる。
- v. さて、「価値あるもの」は、理論的には無数にあるが、その中で、人間が共通して求めるものがある。それが基本的欲求 (basic needs, basic functionings) である。具体的には、十分な栄養、十分な衣と住、避けることのできる病気を避けること、共同体の生活への参加、人前で恥ずかしくない身なり等である。
- vi. それら基本的欲求を実現する潜在能力 (elementary capabilities, basic capabilities) の平等こそ、目ざされるべきである。この基本的欲求を実現する潜在能力の不足した状態が「貧困」(poverty) である。
- vii. しかし、潜在能力の操作化は難しい。(センは、例えば、同じ基本財 primary goods を持っている人であっても、性や、年齢、心身の障害等によって、潜在能力が異なると述べるにとどまっている。)
- viii. 結局、潜在能力の平等とは何か、それを達成するために何をすべきかは、おそらく、運動と合理的議論を通して、不断に追求していくしかない。

センの主張(=「価値あるもの」とりわけ「基本的欲求」を実現するための潜在能力の平等をめざすこと)と、ギデンズの主張(=一貫した自己アイデンティティが可能となる諸条件を整備すること)は重なる部分が大いように思える²⁷⁾。

(3) まとめと今後の課題

- i. ギデンズの議論において、各人は、自分の選択に対して責任を負う。しかし、それが妥当するのは、意味のある選択肢が複数存在するという条件の下においてである。いわゆる「自己責任論」は、その条件がないところで、個人に責任を課するものである。
- ii. ギデンズの議論において、「自律」に価値が置かれている。「自律」は、上記の条件の存在する中でなされる自己決定であり、自らの責任を含意している。「自律」は、いわゆる「自立支援」の「自立」とは異なる。「自立支援」は、新自由主義思想に基づき、就労による経済的自立の必要だけを強調している。
- iii. 残された課題は2つある。ひとつは、一貫した自己アイデンティティが実現されるための諸条件を解明すること²⁸⁾。まずは、「第三の道」のプログラムと、センの潜在

27) 湯浅誠は、センの「潜在能力」と同趣旨であることを自覚して、「溜め」という言葉を使っている。金銭の「溜め」、人間関係の「溜め」、精神的な「溜め」が不足した状態が、センの「潜在能力」の欠如と同義であり、「貧困」をもたらす。したがって、当人や支援者、さらには国家や市民社会がやるべきことは、「溜め」の創出あるいは回復に努めることである。湯浅前掲『反貧困』及び『貧困襲来』(山吹書店 2007年) 参照。

28) 先に本文で触れた、「政治的・法的・経済的・社会的・文化的諸条件」の解明のことである。一言だけ触れておこう。全体主義国家においては、自己アイデンティティの達成は不可能に近い。個人の権利(自由権、政治的権利、社会権)が法的に保障されている必要があるだろう(=政治的・法的条件)。一般的に言って、経済的に豊かな人は、そうでない人に比べて「基本的欲求」を満たす

能力論を、掘り下げて研究することが必要であろう。後者についていえば、男女平等にかかわる諸法、障害者自立支援法等を見ていくことが役に立つかもしれない。

- iv. 二つ目は、「自律」と「共生」の関係の考察である。ギデنزも、センも個人の「自律」を強調して、「共生」の側面を深く論じてはいないように思える。それでは下手をすると、「自律」の厳しさだけが前面に出てしまって、人に、そこから逃げ出したいという気持ちを起こさせるかもしれない。

忘れてならないことは、人間は決して一人では生きられないことである。それは乳幼児や身体が不自由な高齢者等に限定されない。生活に必要なものをすべて一人で用意することは、誰であっても不可能である。人間は、何らかの形でお互いに依存し合って生きている。したがって、相互依存＝「共生」こそが人間の基本的事実というべきであろう。まず「共生」があって、その上で「自律」が目ざされるべきなのかもしれない。それだけに、相対的に手薄な「共生」論の充実が急務である。

ことが容易であろう（＝経済的条件）。自己アイデンティティの達成には、他者との充実した関係が不可欠である。より豊かな「人間関係の溜め」を持っていれば、それだけ、自己アイデンティティの達成に有利であろう（＝社会的条件）。男女平等の文化の中に生きている女性は、男尊女卑の文化の中で生きている女性に比べて、自己アイデンティティを達成しやすいであろう（＝文化的条件）。